

入札公告(超簡易型総合評価落札方式：事後審査方式)

補助公共 事業間連携砂防等事業（通常砂防） 2号堰堤工 工事に係る一般競争入札を超簡易型総合評価落札方式により行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6第1項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の5の2第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札後に行うものです。また、フレックス工期による契約方式の実施対象工事であるので、落札者は工事開始期限日以前の任意の日を契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間の任意の日を契約工期の終期日に設定し、契約工期とすることができる。

令和2年9月15日

群馬県契約担当者

群馬県沼田土木事務所長 金子 弘

記

1 担当部局

〒378-0031

群馬県沼田市薄根町4412

群馬県沼田土木事務所総務係(事務担当) 電話0278-24-5511

〃 工務第2係(工事担当) 〃

2 工事の概要

(1) 工事名

補助公共 事業間連携砂防等事業（通常砂防） 2号堰堤工

(2) 工事場所

赤谷川支川 葦ノ沢

群馬県利根郡 みなかみ町 相俣 地先

(3) 工事概要

2号堰堤H=11.0m, L=62.0m

土工(機械掘削) V=4,406.0m³

上流外部保護材組立A=156.3m²

下流外部保護材組立A=227.5m²

内部材(ソイルセメント) V=1598.8m³

隔壁コンクリートV=92.5m³

基礎コンクリートV=30.5m³

(4) 工期

着工 令和2年10月12日～完成 令和3年7月12日(予定)

なお、フレックス工期による契約方式の実施対象工事のため、

工事開始期限日を令和3年1月9日、工事完成期限日を令和3年10月10日とする。

また、本工事は繰越に係る手続き中であるため、当初契約においては令和3年3月31日までの工期とする。繰越に係る手続き完了の際は、工期延期の変更契約を締結する予定である。

3 入札参加形態

単体による参加

4 入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 自治令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。
なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (4) 群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。(当該保険に加入の義務がない者を除く。)
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (7) この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 群馬県の令和2・3年度建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の総合数値が1,010点以上の者であること。
- (10) この公告の工事と同種の工事である、砂防ダム工事を群馬県内で元請けとして単体で施工し、平成22年4月1日以降に完成引渡を完了した実績がある者であること。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- ア 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事であること。
- イ 国、特殊法人等又は地方公共団体が事業主体となって委託発注した工事であること。
- ウ 地方公共団体が設立した地方道路公社が発注した工事又は委託工事であること。

- (11) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - イ 入札参加資格の確認申請前において、3か月以上継続して雇用している者であること。
- (12) 沼田土木事務所管内に建設業法に基づく本店があること。

5 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)

- (1) 申請書及び資料は、令和2年9月15日(火)午前9時から令和2年9月24日(木)午後4時までにぐんま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により提出すること。
- (2) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

- 6 総合評価落札方式に関する資料(以下「評価項目算定資料」という。)
評価項目算定資料は、令和2年9月15日(火)から令和2年9月24日(木)までの毎日午前9時から午後4時までに群馬県沼田土木事務所総務係に直接持参すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。
- 7 入札手続等
- (1)入札開始日時
令和2年10月5日(月)9時
- (2)入札書及び工事費内訳書提出締切日時
令和2年10月8日(木)16時
- (3)工事費内訳書開封予定日時
令和2年10月8日(木)16時10分
- (4)開札予定日時
令和2年10月9日(金)9時30分
- (5)この入札は、電子入札システムにより行う。
- 8 落札者の決定
- (1)総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。
- (2)この入札は低入札価格調査制度を適用するので、総合評価点の最も高い者の入札書記載金額が低入札調査基準価格を下回り、失格基準価格以上の額であったときは、落札者決定を保留し、低入札価格調査(以下「低入調査」という。)を実施し落札者を決定する。
- (3)低入調査の対象となった者は、低入調査の実施に協力すること。
- (4)低入調査を受けることを拒否した者には、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止を行うことがある。
- (5)この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。
- 9 その他
- (1)この入札に係る詳細は、入札説明書による。
- (2)この入札に係る情報は、電子入札システムにより入手すること。

入札説明書(超簡易型総合評価落札方式：事後審査方式)

補助公共 事業間連携砂防等事業（通常砂防） 2号堰堤工 工事に係る一般競争入札の実施にあたっては、関係法令の定めによるほか、この入札説明書による。

1 公告日

令和2年9月15日(火)

2 契約担当者

群馬県沼田土木事務所長 金子 弘

3 担当部局

〒378-0031

群馬県沼田市薄根町4412

群馬県沼田土木事務所総務係（事務担当） 電話0278-24-5511

〃 工務第2係（工事担当） 〃

4 工事の内容

(1) 工事名

補助公共 事業間連携砂防等事業（通常砂防） 2号堰堤工

(2) 工事場所

赤谷川支川 葦ノ沢

群馬県利根郡 みなかみ町 相俣 地先

(3) 工事内容

別冊図面及び仕様書のとおり

(4) 工期

着工 令和2年10月12日～完成 令和3年7月12日（予定）

なお、フレックス工期による契約方式の実施対象工事のため、

工事開始期限日を令和3年1月9日、工事完成期限日を令和3年10月10日とする。

また、本工事は繰越に係る手続き中であるため、当初契約においては令和3年3月31日までの工期とする。繰越に係る手続き完了の際は、工期延期の変更契約を締結する予定である。

5 入札参加形態

単体による参加

6 条件付き一般競争入札(事後審査方式)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 自治令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

(4) 群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。

(5) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇

用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)

(6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

(7)この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。

(8)この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第7条第1項に抵触しない。

ア 資本関係

(ア)親会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。(子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が継続中である会社を除く。以下同じ。)

(イ)親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

イ 人的関係

(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9)群馬県の令和2・3年度建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の総合数値が1,010点以上の者であること。

(10) この公告の工事と同種の工事である、砂防ダム工事を群馬県内で元請けとして単体で施工し、平成22年4月1日以降に完成引渡を完了した実績がある者であること。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事であること。

イ 国、特殊法人等又は地方公共団体が事業主体となって委託発注した工事であること。

ウ 地方公共団体が設立した地方道路公社が発注した工事又は委託工事であること。

(11) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ 入札参加資格の確認申請前において、3か月以上継続して雇用している者であること。

(12) 沼田土木事務所管内に建設業法に基づく本店があること。

7 設計業務等の受託者

(1) この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

三陽技術コンサルタンツ（株）

(2) この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、上記（1）の者が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

8 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)

(1) 申請書及び資料は、令和2年9月15日(火)午前9時から令和2年9月24日(木)午後4時までに、ぐんま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により提出すること。

(2) 申請書及び資料を提出した者には電子入札システムにより入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。

(3) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

(4) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(別記様式1)

イ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し

ウ 監理技術者等の資格・~~工事経験~~(別記様式3)

ア) この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格、~~同種の工事の工事経験~~及び申請時における他工事の従事状況等1件を記載すること。

イ) 配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格、~~同種の工事の経験~~及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

エ ウを補足するための資料

オ 工事請負契約書の写し

一般財団法人 日本建設情報総合センターが行うコリンズ(工事实績情報サービス)にウに記載する工事を登録していないときに提出すること。

(5) 配置予定技術者

ア 同一の技術者の配置を予定する他の工事を落札したときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。

イ 他の工事を落札したことにより技術者を配置することができないにもかかわらず、入札したときは指名停止を行うことがある。

ウ 配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者の配置を予定することができる。

(6) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書又は資料の再提出を求めることがある。

(8) 申請書及び資料は返却しない。

9 入札参加資格がないと認めた理由

(1) 入札参加資格がないと認めた理由は、令和2年10月12日(月)から令和2年10月16日(金)までの毎日午前9時から午後4時までに群馬県沼田土木事務所総務係に別記様式4(以下「説明申込書」という。)により求めることができる。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。

(2) 契約担当者は、説明申込書の提出があったときは令和2年10月26日(月)までに別記様式5により回答する。

10 別冊図面、仕様書以外の詳細図面、仕様書(金額抜き設計書)及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)

(1) 設計図書等は、令和2年9月15日(火)から令和2年10月8日(木)まで電子入札システムにより閲覧できる。

(2) 設計図書等に係る質問は、令和2年9月15日(火)から令和2年9月24日(木)までの毎日午前9時から午後4時までに群馬県沼田土木事務所総務係に別記様式6(以下「質問・回答書」という。)を提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。

(3) 設計図書等に係る質問があったときは、令和2年9月28日(月)までに質問・回答書により回答する。

(4) 設計図書等に係る質問の回答は、令和2年9月28日(月)から令和2年10月8日(木)まで電子入札システムにより閲覧できる。

11 現場説明会

行わない。

12 総合評価落札方式に関する資料(以下「評価項目算定資料」という。)

(1) 評価項目算定資料は、別紙「総合評価点算定基準(超簡易型 土木関係)」により作成すること。

(2) 評価項目算定資料は、令和2年9月15日(火)から令和2年9月24日(木)までの毎日午前9時から午後4時までに群馬県沼田土木事務所総務係に持参すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。

(3) 評価項目算定資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 評価項目算定資料の審査において疑義が生じたときは、評価項目算定資料の再提出を求めることがある。

(5) 評価項目算定資料は返却しない。

13 入札方法等

(1) この入札は、電子入札システムにより行う。

(2) 入札書は、自己の税込見積額から消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記載すること。

(3) 入札書の引き換え又は変更は認めない。

(4) 入札執行回数は原則として2回までとする。

(5)入札書の提出にあたって提案値を添付するように指示があるが、提案値の添付は不要とする。

14 入札手続等

(1)入札開始日時

令和2年10月5日(月)9時

(2)入札書及び工事費内訳書提出締切日時

令和2年10月8日(木)16時

(3)工事費内訳書開封予定日時

令和2年10月8日(木)16時10分

(4)開札予定日時

令和2年10月9日(金)9時30分

(5)この入札は、電子入札システムにより行う。

15 入札保証金

免除

16 契約保証

契約保証については、次のなかから受注者が選択するものとする。

(1)契約保証金の納付

(2)金融機関又は保証事業会社の保証

(3)履行保証保険

(4)公共工事履行保証証券による保証(付保割合10%以上)

(5)利付国債若しくは地方債

17 工事費内訳書

(1)入札参加者は、第1回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。

(2)入札参加者は、契約担当者が電子入札システムに添付した「工事費内訳書の作成例及び工事費内訳書の提出における留意点について」を確認のうえ、同システムに併せて添付した工事費内訳書の所要欄に入力し、契約担当者が指定する日時までに一太郎、ワード、PDF又はエクセルファイルにより提出すること。

(3)工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。

(4)工事費内訳書の作成にあたっては、契約担当者が電子入札システムに添付した「工事費内訳書の作成例及び工事費内訳書の提出における留意点について」を確認すること。

(5)工事費内訳書は返却しない。

18 開札

(1)開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2)入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

19 入札の無効

(1)入札参加資格がない者が行った入札

(2)入札に係る不正行為を行った者による入札

(3)虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札

(4)同一の代理人が行った複数の入札

(5)ICカードの不正使用により行った入札

- (6) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札
- (7) 工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき
- (8) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき
- (10) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

20 総合評価に関する事項

- (1) 総合評価点とは、価格点と価格以外の評価点を総合した評価点をいう。
- (2) 価格点とは、入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (3) 価格以外の評価点とは、施工能力等から算定した評価点をいう。
- (4) 次に掲げる要件をすべて満たす者は、総合評価点算定基準(超簡易型土木関係)により配点する。
 - ア 評価項目算定資料を提出した者であること。
 - イ 入札書が無効でないこと。
 - ウ 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内の者であること。(失格になった者を除く。)
- (5) 評価項目算定資料は公表しない。

21 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で総合評価点の最も高い者を落札者とする。なお、低入札価格調査基準価格の失格基準価格を下回る等失格となった場合を除く。
- (2) 前号の落札者に該当する者が二者以上あるときは、第20条第1項第3号の評価点がより高い者を落札者とし、各評価点と同値(金額の場合同額)の場合にはくじ引きにより落札者を決定する。
- (3) この入札は低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 総合評価点の最も高い者の入札書記載金額が低入札調査基準価格を下回り、失格基準価格以上の額であったときは、落札者決定を保留し、低入札価格調査(以下「低入調査」という。)を実施し落札者を決定する。
- (5) 低入調査の対象となった者は低入調査の実施に協力すること。
- (6) 低入調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (7) 低入調査の対象となった者が、この工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、落札者とししない。
- (8) 低入調査の対象となった者を落札者とししないときは、総合評価点の次順位以降の者について低入調査の実施又は予定価格の制限の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。
- (9) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。
- (10) 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
- (11) この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

22 工事請負契約書

建設工事請負契約書(群馬県建設工事執行規程別記様式第6号)により作成すること。

23 支払条件

- (1) 前払金
 - 請負代金の40%以内
- (2) 中間前払金
 - 1回

(3) 部分払の回数

3回以内（請負代金が1,000万円を超えるもの）

中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を1回減じる。

(4) 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

24 火災保険を付することの要否

否

25 この工事に密接な関連がある他の工事

この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

26 審査請求

(1) 入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。

(2) 審査請求先は、群馬県沼田土木事務所総務係とする。

27 建設工事に関する諸規定

建設工事に関する諸規定は、群馬県ホームページにおいて閲覧できる。

URL : <http://www.pref.gunma.jp/06/h0910006.html>

28 その他

(1) 入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。

(2) 虚偽の申請書及び資料を提出した者には、指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、この工事に係る配置予定技術者を専任で配置すること。

(4) 契約担当者は、落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。

(5) この説明書は、本件に係る手続以外の目的に使用してはならない。

(6) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

(7) 当工事は、契約書に定める工事始期日から30日以内の準備期間を認める。

(8) 落札決定後、契約書作成時には、“見積参考資料”は添付しないこと。

(9) 落札者は、この公告で指定した工事開始期限日以前において契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間において契約工期の終期日を自由に設定することができる。

(10) 落札者が工事開始期限日以前において契約工期の始期日を設定したときは、工事請負契約を締結したときから契約工期の始期日の前日までの期間における現場代理人及び監理技術者又は主任技術者の配置を求めない。

(11) 契約締結日から契約工期の始期日の前日までの現場管理は、契約担当者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。

(12) 建設工事請負契約約款第34条第1項に規定する前金払は、契約工期の始期日以降に請求することができる。

(13) フレックス工期による契約方式によるときは、工事請負契約約款第34条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、フレックス工期による契約方式における前払金の請求は、契約工期(フレックス工期による契約方式の実施要領第2条第5号に定める期間をいう。)の始期日以降とする。

入札参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

群馬県沼田土木事務所長 金子 弘 あて

所在地
商号又は名称
代表者 ○○○○ 印

令和〇年〇月〇日付けで公告がありました○○○○建設工事に係る入札参加資格について、下記の書類を添えて申請します。

なお、提出した書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し
- 2 同種の工事の施工実績(別記様式2)
- 3 監理技術者等の資格・~~工事経験~~(別記様式3)
- 4 2及び3を補足するための資料

同種の工事の施工実績

会社名：

| | | | |
|---|---------------|-----------------------|--|
| 同種工事の条件 | | 公告の条件を記載すること。 | |
| 工事の名称等 | 工 事 名 | | |
| | 発注機関名 | | |
| | 施 工 場 所 | (都県名・市町村名・地先名) | |
| | 契 約 金 額 | | |
| | 工 期 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日 ○か月 | |
| | 発注形態等 | 単体・共同企業体 (出資比率 %) | |
| 工事の概要等 | 規模・延長等 | | |
| | 工 事 内 容 | | |
| | 使用主機材 ・数 量 | | |
| | 施 工 条 件 | | |
| 確認資料 (該当するものに○を記すこと。) | | | |
| J C I S 検 索 シ ス テ ム に お け る 工事に関する情報(コリンズ)登録番号 | | 同種工事に係る工事請負契約書の写し | |
| | | | |

監理技術者等の資格・工事経験

会社名：

| | | | |
|--|---|---|--------------------------------|
| 配置予定技術者の 従事役職・氏名 | 〇〇〇〇技術者 〇〇〇〇 | | |
| 最 終 学 歴 | 〇〇大学土木工学科□□年卒業 | | |
| 法令等による免許 | 一級土木施工管理技士（取得年）：平成〇年 一級土木施工管理技士（交付番号）：〇〇〇〇〇〇号 監理技術者資格（取得年月日）：平成〇年〇月〇日 監理技術者資格（交付番号）：第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 監理技術者講習修了証の交付年月日：平成〇年〇月〇日 | | |
| 同種工事の条件 | 公告の条件を記載すること。 | | |
| 同種 工事 経験 の 概 要 | 工 事 名 | / | |
| | 発 注 機 関 名 | | |
| | 施 工 場 所 | | （都道府県名・市町村名・地先名） |
| | 契 約 金 額 | | |
| | 工 期 | | 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 〇か月 |
| | 従 事 役 職 | | 監理技術者 |
| | 工 事 内 容 | | 入札参加資格が判断できる項目について、必要最小限に記すこと。 |
| | 施 工 条 件 等 | | |
| 雇用の状況 | 申請日前3か月以上の雇用継続の有無 | | |
| 確認資料（該当するものに○を記すこと。） | | | |
| J C I S 検 索 シ ス テ ム に お け る 技術者に関する情報 | 同種工事に係る工事請負契約書の写し | | |
| | | | |

| | | |
|---|----------------------|--|
| 申請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 | 工 事 名 | |
| | 発 注 機 関 名 | |
| | 施 工 場 所 | (都道府県名・市町村名・地先名) |
| | 工 期 | 令和○年○月○日～令和○年○月○日 ○か月 |
| | 従 事 役 職 | 監理技術者・主任技術者・現場代理人 該当する職名に○をつけること。 |
| | 落札後の配置予定 技術者の対応措置 | この工事を落札したときは、この工事に従事することが可能であることを記すこと。 |

入札参加資格確認申請書についての説明申込書

令和〇年〇月〇日

群馬県沼田土木事務所長 金子 弘 あて

所在地
商号又は名称
代表者 ○○○○ 印

令和〇年〇月〇日付けで公告がありました○○○○建設工事に係る入札参加資格の確認において入札参加資格がない旨の通知を受けましたが、入札参加資格がない理由について説明を求めたいので下記の書類を添えて申し込みます。

なお、添付書類は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札参加資格確認通知書の写し
- 2 入札参加資格があるとする理由及び証拠書類

入札参加資格再確認通知書

令和○年○月○日

商号又は名称

代表者 ○○○○ 様

群馬県沼田土木事務所長 金子 弘

令和○年○月○日付けで申し込みがあった○○○○建設工事に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

令和○年○月○日付けで通知した入札参加資格確認を取り消し、当該工事に係る入札参加資格があると認めます。

次の理由により、入札参加資格は認められません。

理由

※「記」以下については、いずれか一方を選択すること。

質問・回答書

令和〇年〇月〇日

群馬県沼田土木事務所長 金子 弘 あて

所在地

商号又は名称

代表者 ○○○○ 印

令和〇年〇月〇日付けで公告がありました○○○○建設工事について、下記のとおり質問がありますので回答してください。

記

質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用のこと。）

回答（質問事項に応じて、適宜別紙を使用のこと。）

回答日 令和〇年〇月〇日 担当者名 ○○○○

※郵送するときは、配達証明又は内容証明により所定の期限内に到達すること。